

# 「デハナイカ」の用法間の関連性について

劉 雅静

## 要 旨

「デハナイカ」の用法について、従来多くの議論がなされてきたが、その全般的な用法は指摘されていても、用法間の関連性についてはあまり論及されていない。そこで、本稿は「認識生成の現場性の有無」と「対他的な要求性の有無」という二つの分類基準を設定し、「デハナイカ」の用法分類を試みた。また、「よ」と「だろう」との互換性を考察することによって、「デハナイカ」の各用法の特徴や用法間の関連性についても考察した。その結果、話し手がある事態に対する認識を表出して再認することが、「デハナイカ」の基本的機能であることが分かった。対他的な要求性の度合いによって、「デハナイカ」の用法間に「認識表出」→「認識形成要求」→「記憶確認要求」といった用法移行の関連性があることを考察できた。また、対他的な要求性を持っているか否かによって、各用法それぞれの下位用法の間にも用法の移行が見られた。

## キーワード

デハナイカ 関連性 認識生成の現場性 対他的な要求性

## 1 はじめに

本稿は形態的に体言だけではなく、用言にも直接接続できるという特徴を持つ否定疑問形「デハナイカ」<sup>1</sup>を取り上げ、考察の対象とする。「デハナイカ」に関する研究は、従来その確認要求用法が主に議論されてきたが、「デハナイカ」の基本的な機能やその用法間の関連性についてはまだ十分に検討されていない。そこで、本稿では、話し手の認識生成のあり方と聞き手との関わり方という二つの観点から、「デハナイカ」の用法をできるだけ網羅し、その用法上の特徴や基本的な機能を記述した上で、従来あまり指摘されてこなかった「デハナイカ」の用法間の関連性を明らかにすることを目的とする。

## 2 先行研究と問題点

「デハナイカ」について、その用法の全貌を記述しようとした蓮沼 (1993)、張興 (2004) があるものの、従来、多くの研究は「だろう」や「ね」、「ノデハナイカ」といった確認要求形式との比較を通して、「デハナイカ」の確認 (認識) 要求用法に議論の力点が置かれている (三宅 1994、蓮沼 1995、安達 1999、宮崎 2005 等)。「デハナイカ」には、以下の (1)(2)

<sup>1</sup> 「ではないか」の変異形として、「じゃない」「じゃないか」「じゃないの」「じゃないですか」といった形を取ることもあるが、本稿は「デハナイカ」という呼び方で一括する。

で示すような「共有知識の喚起」と「認識の同一化要求」の用法があることはほぼ定論になっている。それに対して、(3)~(6) のような用法の存在は指摘されてはいるが、議論の目的によって考察の対象から除外されたりすることにより、「デハナイカ」の用法全般を統一的に分析する議論が少ないようである。

(1) 同級生に加藤さんっていたじゃないか。(蓮沼 1995: 393)

(2) みっともない。早朝にあんな大声を出してご近所にも誤解されるじゃないか。

(三宅 1994: 21)

(3) (独話的に)あっ、雨が降っているじゃないか。<sup>2</sup>

(4) 妻:このジャケット素敵でしょ。

夫:うん、なかなか似合ってるじゃないか。

(蓮沼 1995: 396)

(5) (挑戦されて)受けて立とうじゃないか。

(田野村 1988: 119)

(6) そうだ!この間、新しくできた散髪屋があったじゃないか。

(<http://mememori.cool.ne.jp/04zaregoto>)

(1)~(6) が示すように、独話でも対話でも「デハナイカ」が用いられる。従来指摘されてきた確認要求用法の他に、発見や評価、意思表示、記憶想起といった用法も持つ「デハナイカ」の本質的な意味機能は何であろうか、一見関係が薄いように見える各用法の間に関連性を見出すことができないのかといった疑問が本稿の出発点となる。

管見の限りでは、「デハナイカ」の用法間に関連性については、張 (2004) の議論があるのみである。張 (2004: 194) では、「デハナイカ」の用法を、聞き手に共通認識を要求するかどうかにより、発見、評価の提示、判断結果の提示、自己所有情報の想起 (以上は聞き手に共通認識を要求しない場合) と、認識の確認要求 (「共有知識の確認要求」と「認識の同一要求」に二分類) に分類することを提案した。また、聞き手にも認識できる、判断できるといった条件がととのえば、発見と自己所有情報の想起は、共有知識の確認要求に移行でき、判断結果の提示は、認識の同一要求に移行できる (p.203) と指摘している。

本稿の立場として、基本的には、「デハナイカ」の用法間に関連性があるという張 (2004) の主張に賛同するが、「デハナイカ」の用法分類の基準を再考することによって、その用法間に関連性をより体系的かつ明確な形で捉えたい。次の例を見てみよう。

(7) 青木「何言ってるの、お前女じゃないか」(張 2004: 202)

(8) 「おい、顔をこすっちゃいかんぞ。」と僕は、矢須子に注意した。「手にコールドター  
ルか何か、付着しているじゃないか。」(張 2004: 202)

張 (2004) の分類法に従えば、(7)(8) は共に共有知識の確認要求用法に分類される。(7) の命題内容 (「デハナイカ」の前接部分) は聞き手の性別に関する知識なので、話し手も

<sup>2</sup> 出典が明示されていない例は作例である。

聞き手も常に認識・判断できるものである。発話状況に応じて、話し手がそのことを聞き手に提示して確認を求めることは何の不思議もない。(8)においても「手にコールタールか何か付着している」ということを話し手も聞き手もその場で認識・判断できると考えられる。しかし、(7)と(8)の命題内容は記憶や百科事典的知識といった常に人々の記憶にあり、発話の場に縛られずに呼び出される情報なのか、それとも発話現場や発話状況に依存してはじめて作り出す情報なのかによって性質が異なる。劉(2008)では、中国語との比較を考察の視野に入れる際に、「デハナイカ」の用法を分類するに当たって、「認識生成の現場性の有無」というパラメーターを設定することが有効であることを示した。劉(2008)では、(7)のようなものを「記憶喚起の要求」の用法に、(8)のようなものを「認識形成の誘導」の用法に分類している。後述するように「認識生成の現場性の有無」という分類基準の設定は「デハナイカ」の用法間の関連性を体系的に解明するにも有用である。

一方、「デハナイカ」の用法間の関連性を説明するに当り、張(2004)では「聞き手にも認識できる、判断できる」といった条件を整えば、発見と自己所有情報の想起は共有知識の確認要求に移行できる (p.203)」と述べている。次の(9)(10)のような用法を見てみよう。

(9) (偶然出会って)よう、田中じゃないか。

(10) (独り言)「あれ？支店長さんじゃないか？」

『探偵同盟』

(9)(10)は発見を表す用法である。(9)においては、話し手の視点から見れば「自分の目の前にいるのは田中である」ことを、聞き手の視点から見れば「相手の目の前にいる自分が田中である」ことを、話し手にも聞き手にも認識できる、判断できると考えられる。しかし、知人を偶然に発見する場面によく使われる(9)は、「聞き手にも認識できる、判断できる」という条件が整えているにもかかわらず、「相手が田中である」ことを本人に確認するとは言い難い。同じ発見を表す(10)のような独り言からも分かるように、こういった場合に確認の意味が感じられるといっても、それは話し手指向のものであり、聞き手への「共有知識の確認要求」にはならないと思われる。このように、「デハナイカ」の用法間の関連性を明確に記述するには、「聞き手にも認識できる、判断できる」という用法移行の条件設定が曖昧であるため、本稿では「対他的な要求性」があるかどうかという条件を設定する必要があると考える。というのは、(9)のような場合では、命題内容に対して、聞き手にも認識・判断できるにもかかわらず、聞き手に認識の形成や記憶の喚起といった要求をしていないからである。そもそも次の(11)~(13)が示すように、内的感覚・感情といった他人が把握しえないことや、聞き手が知っていると思定できないことを聞き手に伝達するには「デハナイカ」の使用が不自然である。

(11) \* ずいぶん歩き回ったから、君も疲れたじゃないか。

(宮崎 1993: 57)

(12) A: 顔色が悪そうだけど、体の具合でも悪いの。

B: \* ちょっと頭が痛いじゃないか。

(13) (筑波に詳しくない友達に目の前にある山は筑波山であることを教える場面)

\* ここから見えるあの山は筑波山じゃないか。

「デハナイカ」の意味機能そのものには、話し手も聞き手も認識できるという想定が成立するという要素が含まれるわけである。劉 (2008) で明らかにした「デハナイカ」の基本的な機能を、次のようなものとまとめておく。

(14) 話し手がある事態に対する認識を表出して再認するというのが、「デハナイカ」の基本的な機能である。聞き手との関わりにおいて、「デハナイカ」は発話時において話し手が聞き手も認識できると想定される事態や判断を、聞き手に表出して認識させる標識になる。

このように、「デハナイカ」の用法間の関連性を明らかにするためには、「デハナイカ」の用法分類の基準を再検討する必要があると共に、その関連性を見出すポイントも再考しなければならない。本稿では、「デハナイカ」の用法間に関連性があるという張 (2004) の立場を踏まえながら、「話し手の認識生成のあり方」と「聞き手との関わり方」という二つの観点から、「デハナイカ」の各用法を網羅的に記述した上に、その用法間の関連性をより明示的に示す試みを行う。次節以後では、3 節においては「デハナイカ」の用法を考察し、4 節においては「デハナイカ」の用法間の関連性について考察を行う。最後に本稿の結論をまとめる。

### 3 「デハナイカ」の用法分類

3 節では「デハナイカ」の用法の全般を網羅して記述する。3.1 節では、「デハナイカ」の用法分類の基準について説明する。3.2 節では、「デハナイカ」の各用法の特徴を考察するための互換性テストについて説明する。この二節の予備的な考察を踏まえた上で、3.3 節では、「デハナイカ」の用法を分類し考察する。

#### 3.1 用法の分類基準

劉 (2008) では、「認識生成の現場性の有無」と「対他的な要求性の有無」という二つの分類基準を用いて、「デハナイカ」と中国語の“不是…吗?”の用法を比較し、その用法上に相違が生じる理由について考察した。本稿は劉 (2008) における「デハナイカ」の用法の分類基準を援用する。具体的には、話し手の認識生成のあり方という観点から、認識生成の現場性の有無に焦点を当て、当該命題が発話現場においてはじめて認識されるという現場依存性のことを「認識生成の現場性」と呼ぶ。一方、聞き手との関わり方という観点から、対他的な要求性の有無に焦点を当て、当該命題の表出が聞き手に伝達性を持つだけでなく、聞き手に認識の形成や記憶の喚起を要求することを「対他的な要求性」と呼ぶ。

「認識生成の現場性」については、「デハナイカ」の命題内容は、話し手が「今ここで」はじめて生成した認識なのか、それとも発話時に呼び戻された記憶の中に存在する認識な

のかという観点から二分される。このことを以下の例文で示したい。

- (15) 洋子「家の近くだったら落ち着いて飲める？」  
 ヒロシ「飲むだけならここでいいじゃないか」 『おヒマなら来てよネ』
- (16) 宗一郎「昔は……おじいちゃんかおばあちゃんの送り迎えがないと学校に行か  
 なかったじゃないか」 『うちの子にかぎって』

(15) は「ここ」という話し手が現にいる場所を示す指示詞から、「飲むだけならここでいい」という判断は話し手が発話時に発話現場で形成したものであることが分かる。(16) は話し手と聞き手が共有する過去の経験に関する記憶を喚起させようとするものである。(15) のような場合は、発話現場で新しく生成した認識を表すため、本稿では、こういった認識の生成と認識の表出がほぼ同時であることを認識生成の現場性が強いと捉え、「新規生成」と呼ぶことにする。(16) のような場合は、命題内容に対する認識が発話時以前に既に形成されて記憶の中に存在していると考えられるため、本稿では、こういった認識の生成と認識の表出が同じ時点ではなく、認識生成の現場性が弱いことを「記憶喚起」と呼ぶ。一方、「対他的な要求性」については、以下の例を見ることにしたい。

- (17) 「原稿のために討ち死にするなら、作家冥利につきるではないか」。そんな思いから、(後略)。 (読売新聞中部朝刊 1998/01/11)
- (18) 浩造「(ムッと)お前は全然飲んでないじゃないか」  
 浩介「飲むよ。よし、一気しよう！」 『ママのベッドへいらっしやい』

(17) は話し手の心内活動を表すもので、聞き手に何かを要求したりすることは無論のこと、聞き手の存在さえ要求しない。(18) は相手の勧めに対して、「お前は全然飲んでない」と言い返し、聞き手に認識の形成を要求することによって、自分と同一の認識状態になるよう働きかけていると考えられる。聞き手 (H) が存在しない独話・心内活動の場合や対話において話し手の一方的な認識表出を表す (17) のような「デハナイカ」の使用を「H に非要求」と呼び、対話において聞き手に認識の同一化を要求したり、共有認識を喚起させたりする (18) のような使用を「H に要求」と呼ぶ。以上のような分類基準を用いて、「認識生成の現場性の有無」と「対他的な要求性の有無」という二つの観点を軸に、「デハナイカ」の用法分類を以下の図 1 に示す。



図 1 「デハナイカ」の用法分類

本節では、「デハナイカ」の用法分類の基準について説明した。その基準によって分類された「デハナイカ」の A~D の四用法に関する詳しい考察は 3.3 節で述べる。次節では、「デハナイカ」と「よ」「だろう」との互換性テストについて説明する。

### 3.2 互換性テストについて

本稿では、各用法における「デハナイカ」は、確認要求の機能を持つ「だろう」<sup>3</sup> (安達 1999)、話し手の一方的な言明を表す「よ」(滝浦 2007) との互換が可能かどうかを考察することによって、「デハナイカ」の各用法の特徴を明らかにし、その用法間の関連性を解明する試みを行う。この節では、まず「だろう」と「よ」の意味機能及び互換性テストに用いられる理由について説明する。

「だろう」との互換性に関しては、従来指摘されてきた「だろう」の確認要求機能の側面に注目したい。本稿では安達 (1999: 186) における「確認要求」の定義に従い、構文論的に成立した話し手の判断を聞き手に問いかけ、確認することを「確認要求」と規定する。

一方、「よ」の意味規定に関しては、滝浦 (2007) は素性指定の観点から、『よ』の素性は『+話し手』であり、それは“話し手の一方的言明”を表す。『よ』は話し手が当該の情報を、自分の管理下にあるものとして差し出す働きをする (p.164)」と述べている。本稿は滝浦 (2007) を踏まえ、聞き手の関与を期待するかどうかによって、「よ」の意味機能を以下のように二分する。

- ① 話し手の一方的言明で、聞き手の関与を期待していない<sup>4</sup>。
- ② 話し手の一方的言明で、何らかの意味で聞き手に働きかける。

「デハナイカ」と「よ」の用法は、1) 話し手の認識を表出する、2) 聞き手の関与を期待する場合とそうでない場合があるという二つの点において似ている。「デハナイカ」と「よ」との互換性については、従来考察されていない。本稿はいわゆる情報伝達機能を持つ「よ」の「話し手の一方的言明で、何らかの意味で聞き手に働きかける」という意味機能の側面に注目し、この機能を持つ「よ」と「デハナイカ」との互換性を考察する。

2 節の (14) で示したように、「デハナイカ」の基本的な機能は、話し手がある事態に対する認識を表出して再認することである。これは「デハナイカ」のすべての用法の根底に働いているものである。聞き手の認識に関与する場合は、何らかの形で聞き手に働きかけるということになるが、しかし、こういった対他的な要求性の働きは、「デハナイカ」の副次的な機能としか考えられない。従来多くの研究が「デハナイカ」を聞き手の認識と結び付けて説明を試みている。その結果、「デハナイカ」の一部の用法が強調され、「デハナイカ」の基本的な意味機能やその用法間の関連性に関する議論があまり重要視されてい

<sup>3</sup> 実際の発話においては、「だろう」「でしょう」「でしょ」といった「だろう」のバリエーションも観察される。本研究では「だろう」という形式で一括して示す。

<sup>4</sup> 聞き手の関与を期待していないという発話の典型例として、独話における「よ」の使用が挙げられる。例えば、「大丈夫かよ」「ふざけんなよ」「またかよ」のような発話は、対話においてはもちろんのこと、独り言や心の中の呟きとしても容認される。

ないのではないかとと思われる。「デハナイカ」の各用法の特徴やその用法間の関連性を検証するには、「だろう」といった典型的な確認要求表現との比較に限らず、「よ」といった確認要求機能を持たない文末形式との比較も必要がある。次節では、3.1 節と 3.2 節の議論を踏まえ、「デハナイカ」の用法について詳しく考察する。

### 3.3 「デハナイカ」の用法分類

この節では、「よ」と「だろう」との互換性テストを用いて、3.1 節の図 1 で分類された「デハナイカ」の A<記憶想起の表出>、B<認識生成の表出>、C<認識形成の誘導>、D<記憶喚起の要求>の四つの用法について、A~D の順を追ってその特徴を考察する。

#### 3.3.1 A 記憶想起の表出

<記憶想起の表出>とは、聞き手の存在を必須条件としない発話状況において、話し手は自分の記憶の中に既にある情報を想起して表出する用法である。

(19) そうだ！この間、新しくできた散髪屋があった {じゃないか/\*よ/\*だろう}！  
(再掲(6))

(20) 鳥飼はそれは少しおかしいなと思った。現に佐山とお時とは情死している {ではないか/\*よ/\*だろう}。  
(張2004: 200)

(19)(20) はブログの書き手や小説の地の文における作者や主人公の心内活動を表すものである。いずれも作者や主人公の記憶に存在している既存の情報を呼び戻して再認する用法である。この用法を持つ「デハナイカ」は、情報伝達機能を持つ「よ」<sup>5</sup>、聞き手の存在を必須条件とする確認要求を表す「だろう」との置き換えは不可能である。記憶想起の場合は心内における想起された認識の表出であるため、対他的な要求性、つまり聞き手への働きかけの度合いはゼロであると言えよう。

<記憶想起の表出>の用法は、既有認識の想起か新規認識の生成かという点で、次の 3.3.2 節の<認識生成の表出>の用法と区別されるが、対他的な要求性の有無という観点から見れば、両者は聞き手に認識の形成や記憶の喚起を要請していないという点で一致している。

#### 3.3.2 B 認識生成の表出

<認識生成の表出>とは、聞き手の存在を必須条件としない発話状況において、話し手が発話現場で新しく獲得した知識・情報やその場で形成した意志・評価・判断などを表出する用法である。発話意図という観点から<意志表出>、<発見>、<評価・意見>の三つの下位用法に分類される。

① <意志表出>：話し手が発話時に形成した意志を独り言的に表出する用法である。この

<sup>5</sup> 音調によって「よ」の意味・機能に違いがあることは、井上 (1993) などで指摘されている。本研究においては、「デハナイカ」と互換性を持つ「よ」が上昇調の「よ↑」なのか、下降調の「よ↓」なのかといった点に関する考察は行わない。詳しい検討は今後の課題にしたい。

場合の「デハナイカ」は「よ」にも「だろう」にも置き換えられない。

- (21) (挑戦されて)受けて立とう {じゃないか/\*よ/\*だろう} (再掲 (5))  
(22) ようし、喧嘩買ってやろう {じゃないか/\*よ/\*でしょ} 『おヒマなら来てネ』

(21) も (22) も聞き手が存在するか否かに関係なく、話し手が自分の意志を表出するものである。聞き手の関与を期待していないため、聞き手への働きかけの度合いが低いと言える。

② <発見>: 話し手が発話現場で新しく獲得した情報を再認しながら表出する用法である。

発話現場に聞き手が存在するとしても、話し手は自分が獲得した情報を一方的に表出し、聞き手に働きかけないという場合に使われる。聞き手に認識の形成を要求したりするような発話意図が薄いため、「デハナイカ」は「よ」と「だろう」との置き換えが不自然である。

- (23) (独り言)あっ、ここにある {じゃないか/\*よ/\*だろう}! (安達 1999: 169)  
(24) ちょっとお邪魔するわね。あら、何もない {じゃない/\*よ/\*でしょ}。『寂しい』  
(25) (偶然出会って)よう、田中 {じゃないか/\*だよ/\*だろう}。 (再掲 (9))

(23) は探し物が見つかった場面の発見を表す発話である。(24) は訪問先で話し手が聞き手の部屋に何もないという情報の獲得を表すものである。(25) は既知情報(「田中さん」)の発話現場での新発見(「ここにいる」)を表している。いずれも発話現場に聞き手が存在するとしても、話し手がその場で形成した認識を聞き手に認識させようと要請したりするような発話機能を持っていない。

こういった場合に、「よ」を使うと認識的に優位な位置にいる話し手は、聞き手がまだ認識していない情報を聞き手に認識させることになる。しかし、(23) は独話であり、(24) (25) においては「自分の家に何もない」ことや「自分は誰であるか」のことは、いずれも話し手より聞き手の方がよく分かっているはずなので、こういった場合には「よ」の使用が不自然である。一方、聞き手の認識を確認の対象とする確認要求の「だろう」(宮崎 2005)の使用も不自然である。このように、話し手の発見を一方的に表出する<発見>の用法においては、「デハナイカ」の使用は聞き手への働きかけの度合いが低いと言える。

③ <評価・意見>: 「デハナイカ」には話し手の評価や意見を表出する用法がある。

この用法においても、聞き手に何かに応じてほしいという発話意図が薄いため、聞き手への働きかけの度合いが弱いと考えられる。ただし、<評価・意見>の用法は前述した<意志表出>、<発見>と違って、聞き手のことに対する評価や意見を表すことがあり得るので、その一部の用法においては「よ」と互換性を持つことが観察される。「だろう」とは互換性を持たない。「デハナイカ」と「よ」の意味は完全に等価ではないが、対話の場面で互換性を持つということは、<評価・意見>を表す「デハナイカ」は話し手の一方的言明を表

す側面があることを示しており、こういった用法をいわゆる確認要求用法と称すべきではないことが示唆される。以下の例を見よう。

(26) 楷「久しぶりだな、深谷」

深谷「楷、意外と元気そう {じゃないか/\*だよ/\*だろう}」 『サイコドクター』

(27) 美「古いのよね、宵越しの金は持たない、とか言って…」

純「おッ、難しい言葉知ってる {じゃないか/\*よ/\*でしょう}」 『うちの子』

(28) 妻「このジャケット素敵でしょ。」

夫「うん、なかなか似合ってる {じゃないか／よ/\*だろう}。」 (蓮沼 1995: 396)

(26) は聞き手のことに対する話し手の評価や判断を表すものである。話し手から聞き手の外観がどう見えるかということは、「デハナイカ」によって話し手の認識として表出することは可能であるが、「だろう」によって聞き手に確認するのは不自然である。また、聞き手の内的状態といった聞き手領域の情報に関する評価や判断を聞き手に伝えるのは、「よ」の使用が不適切になる。「難しい言葉知ってる」という聞き手のことに対する話し手の評価を表す (27) も、聞き手に認識の形成や確認を求める意味を持たないので、「よ」と「だろう」には置き換えられない。

(28) は「このジャケットが素敵だ」と思っている妻がそのことを夫に同意要求を求めている場面である。「なかなか似合ってるじゃないか」という夫の返事は、その場で形成した自分の評価を表すものである。相手のことを評価する場合には、確認要求的な「だろう」<sup>6</sup>の使用はかなり不自然である。一方、同意要求を求めている相手の発話に対して、その返事に「よ」を使うことで、話し手の認識 (この場合は聞き手への同調) を聞き手に伝達することが可能である。

以上、<意志表出>、<発見>、<評価・意見>という三つの下位分類を持つ<認識生成の表出>の用法を見てきた。次節では、話し手が聞き手に自分と同一の認識を形成しようと要請する機能を持つ<認識形成の誘導>の用法について説明する。

### 3.3.3 C 認識形成の誘導

聞き手の存在を必須条件とする発話状況において、一緒に何かをしようと思ったり、話し手が聞き手に何かを気づかせようとして注意したり、自分と同じ認識を持たせようとして要請したりする用法である。聞き手に対する働きかけの内容によって、<勧誘表明>、<気づかせ>、<認識誘導>の三つの下位用法に分類される。

① <勧誘表明>：話し手の意向に同意するよう聞き手に働きかける用法である。

(29) 男「回復のための努力をしながら、みんな心を一つにして働いてみよう {じゃないか／よ/\*だろう}！」 『一枚のチョコレート』

<sup>6</sup> 安達 (1999: 147) では、確認要求的な「だろう」は問いかけ性条件を持っていると指摘している。

(30) 課長「花が咲かないからと言って引っこ抜いたりせずに、我々の手で花が咲くまでちゃんと育ててやろう {じゃないか／よ／\*だろう}」 『五月病の特効薬』

(29)(30) が示すように、話し手が発話時に形成した認識 (意志) を表出しながら、聞き手に持ちかけるという「～(よ)うじゃないか」の用法は、行為を実行しようという話し手の認識を聞き手に押し付けて説得するという「～(よ)うよ」の意味とは多少異なる。しかし、両者が互換性を持つということは、話し手の認識を表出して聞き手に働きかけるという両形式の意味機能に共通点があることを示している。確認要求を表す「だろう」には置き換えられない。

② <気づかせ>：聞き手にある情報を獲得するように仕向ける用法である。

(31) レイ「追われてるのかい？」

三郎「余計な事は聞くな。しばらくここに置いてくれるだけでいい。」

レイ「血が出てる {じゃないか／よ／\*でしょう}。」 『雨に踊れば』

(32) お兄さん、見て。あれは義兄さん {じゃない／だよ／だろう}。

(33) ほら、あそこに白い高層ビルが見える {じゃない／\*よ／でしょ}。あれが私の住んでいるところ。 (蓮沼 1993: 41)

(31)～(33) はいずれも話し手が発話現場で獲得した情報を聞き手にも認識してほしいという発話意図があって発したものである。(31)(32) が示すように、その情報にまだ気付いていない聞き手の注意を喚起するような状況では「よ」に置き換えられるが、(33) が示すように、その場で共有していると思われる情報に注意を向けさせるという状況では「よ」に置き換えられない。また、(31) のような発話状況では、「血が出ている」ということを話し手と聞き手の共通認識として聞き手に確認することができないため、「デハナイカ」は「だろう」に置き換えられない。このような<気づかせ>の用法は、聞き手に認識の形成を要請しているという点では、3.3.2 節の<発見>の用法と区別される。

③ <認識誘導>：話し手が自分の意見や判断を聞き手に示し、同一の認識状態になるよう誘導する用法である。次の (34)(35) が示すような<現実認識誘導>の用法と (36) が示すような<仮説認識誘導<sup>7</sup>>の用法の二種類がある。

(34) 妻「この洋服は私に似合わないでしょ。」

夫「そんなことないよ。似合ってる {じゃない／よ／\*だろう}。」

(35) ヒロシ「お前は八重ちゃん相手にしてろよ」

<sup>7</sup><仮説認識誘導>を表す「じゃない」は文体によって「カ」の付加が制限される傾向がある。また、話し手が仮説を持ち出して、発話のターンを譲渡せずに話題を展開していくという談話的な特徴も見られるので、他の用法と区別される。「よ」との互換に関しては、副詞との共起の問題といった文脈上の制限を受けない限りでは、基本的には可能である。

誠「(ムカッと)なんでだよ」

ヒロシ「八重ちゃんだって可愛い {じゃないか／よ／だろう} 『おヒマなら来てネ』

- (36) 例えば誰かが電車を止めたとする {じゃないか／よ／だろう}。そうしたらかなりの額、賠償金を支払わなきゃならない。 (<http://mycasty.jp/tokui/html/2007-03.html>)

(34) は夫が「この洋服は自分に似合わない」と思っている妻に、「似合ってる」という自分の意見を認識させるものである。情報伝達機能を持つ「よ」には置き換えられるが、「似合ってる」ことを聞き手の認識として確認する「だろう」の使用が不適切である。(35) は誠の「なんで私が八重ちゃんを相手にしなければならないの」という反駁に対し、ヒロシは「八重ちゃんだって可愛いじゃないか」という自分の意見を誠に提示して納得させるものである。(34)(35) は現実世界にある事柄に対する認識の同一化を要求するものであるが、(36) は仮に考えられる事態を想定し、その認識の形成を求めるものである。(35) と(36) はいずれも「だろう」と「よ」との互換が可能である。「だろう」を使うと、聞き手にも認識できると思われることを、聞き手に確認するという意味合いが強くなる。「よ」を使うと、話し手と聞き手の意見が一致しない場合や話し手が一方的に想定した状況を提示する場合に、話し手の意見を聞き手に伝達することになる。

以上のように、<認識形成の誘導>という用法においては、何らかのことで聞き手に働きかけて同一の認識を形成しようと要求することが特徴である。この用法を持つ「デハナイカ」は文脈によって「よ」と「だろう」との互換が制限されたり、しなかったり、下位用法によって異なる様相を呈しているが、全体的から見れば聞き手への働きかけの度合いが高まる傾向が見られる。

### 3.3.4 D 記憶喚起の要求

聞き手の存在を必須条件とする発話状況において、話し手は自分と聞き手の記憶の中に共有すると思われる認識を表出し、それを喚起させることによって聞き手に確認する用法である。聞き手と共有できると思われる認識とは、話し手・聞き手の共有する過去の経験や、一般的知識、社会通念といったものである。この用法を持つ「デハナイカ」は、確認要求の「だろう」に置き換えられるが、情報伝達機能を持つ「よ」との互換は不可能である。聞き手に記憶の喚起を不可避免的に要求するため、聞き手への働きかけの度合いが高いと見られる。

(37) 鈴木愛「私たち、子供です」

竜太郎「子供じゃないって言った {じゃないか／\*よ／だろう} 『ニュース』

(38) 耕作「男同士 {じゃないか／\*だよ／だろう}、ホントのこと教えろよ」 『パパ』

(39) 浩介「敵を欺くにはまず味方から、って言う {じゃないか／\*よ／だろう} 『ママ』

(37) は話し手が、自分も聞き手も共有している過去の経験や事態の成立を表出しながら

確認するものである。(38)(39) は社会通念としての人々の記憶に蓄えている百科事典的な知識を喚起し、聞き手にそれを認識させるものである。(37)~(39) が示した<記憶喚起の要求>の用法においては、話し手の認識が聞き手と共有されるという前提があるので、話し手が記憶にある認識を再認しながら表出すると同時に、結果的に聞き手に確認を求めるといったニュアンスが不可避免的に生じてくる。こういった場合には、「デハナイカ」と「だろう」との置き換えは可能であるが、「よ」との置き換えは許容されない。

本節では、「認識生成の現場性の有無」と「対他的な要求性の有無」という二つの観点から、「デハナイカ」の四つの用法を考察してきた。また、「よ」と「だろう」との互換性テストによって、図 2 で示すような考察結果が得られた。

<b>記憶喚起</b>	
<b>記憶想起の表出</b> 記憶想起(*よ/*だろう)	<b>記憶喚起の要求</b> 記憶喚起(*よ/だろう)
<b>H に非要求</b>	<b>H に要求</b>
<b>認識生成の表出</b> 意志表出(*よ/*だろう) 発見(*よ/*だろう) 評価・意見(*よ→よ/*だろう)	<b>認識形成の誘導</b> 勧誘表明(よ/*だろう) 気付かせ(*よ→よ/*だろう→だろう) 認識誘導(よ/*だろう→だろう)
<b>新規生成</b>	

図 2 「デハナイカ」と「よ」「だろう」との互換性

次節では、本節で明らかにした「デハナイカ」と「よ」「だろう」との互換性の結果を踏まえ、「デハナイカ」の用法間の関係を考察する。

#### 4 「デハナイカ」の用法間の関連性

図 2 で考察した「デハナイカ」の四つの用法における「よ」と「だろう」との互換関係は次のように簡略化される。

<記憶想起の表出> 「\*よ/\*だろう」      <認識生成の表出> 「\*よ→よ/\*だろう」  
 <記憶喚起の要求> 「\*よ/だろう」      <認識形成の誘導> 「\*よ→よ/\*だろう→だろう」

「→」は「移行」の意味を表す。「\*よ→よ」で言うと、該当用法において「よ」は「デハナイカ」に置き換えられないことから、置き換えられることへと移行するという意味を表す。さらに、<新規生成>、<記憶喚起>、<H に非要求>、<H に要求>という四つのパラメーターを用いて説明すれば、「デハナイカ」と「よ」「だろう」との互換関係をより明確化できる。

「認識生成の現場性」条件により：記憶喚起 \*よ / 新規生成 \*よ→よ

「対他的な要求性」条件により：H に非要求 \*だろう / H に要求 \*だろう→だろう

以下の 4.1 節~4.3 節においては、この結果に対する考察を行う。

#### 4.1 「デハナイカ」と「よ」の互換性

認識生成の現場性に関しては、「デハナイカ」は<記憶想起の表出>、<認識生成の表出>、<認識形成の誘導>、<記憶喚起の要求>の四つの用法を持っていることから、認識生成の現場性条件 (新規生成か記憶喚起か) に制限されていないことが分かる。一方、<記憶想起の表出>、<記憶喚起の要求>の用法において、「デハナイカ」を「よ」に置き換えられないことが観察された。「話し手の一方的言明で、何らかの意味で聞き手に働きかける」という伝達機能を持つ「よ」は、記憶想起や記憶喚起の場合での使用が制限されているようである<sup>8</sup>。その理由として、話し手の中での記憶の再認を表す記憶想起の場合では、聞き手の存在を要する情報伝達機能を持つ「よ」の使用は不適切となり、既存の共通認識を活性化させる記憶喚起の場合では、聞き手の認知状態を無視して、一方的な情報伝達を表す「よ」の使用は神尾 (1990) の情報のなわ張り理論に違反するからだと考えられる。

対他的な要求性に関しては、「デハナイカ」は聞き手の存在を必須条件としないので、話し手は自分が新規生成或いは想起した認識を独り言的に表出したり、聞き手に伝達して認識の形成や記憶の喚起を要求したりする機能を持っている。一方、「よ」は主に情報伝達的な意味を持つことが分かる。

#### 4.2 「デハナイカ」と「だろう」の互換性

認識生成の現場性に関しては、「だろう」は<記憶想起の表出>、<認識生成の表出>の用法において「デハナイカ」に置き換えられないのに対して、<認識形成の誘導>、<記憶喚起の要求>においては置き換えられることが観察された。このことから、「デハナイカ」も「だろう」も認識生成の現場性条件に制限されないことが分かる。

対他的な要求性に関しては、「デハナイカ」は対他的な要求性条件に制限されない。その働きかけの度合いは、独り言或いは一方的な認識表出→認識形成の要請→記憶の確認要求へと高まる傾向が見られる。一方、「だろう」の使用は聞き手に認識の形成や記憶の喚起といったことを要請するという対他的な要求性を満たさなければならないことが分かる。

#### 4.3 「デハナイカ」の用法間の関連性

3 節で考察した「デハナイカ」の用法分類を総合的にまとめてみると、以下の図 3 が示すように、「デハナイカ」の用法間の関連性がはっきりと見えてくる。

<sup>8</sup> 記憶想起を表す場合に、「話し手の一方的言明で、聞き手の関与を期待していない」という意味を持つ「よ」の使用は許容される。例えば、次の想起の発話場面における「よ」の使用はあり得ると考えられる。  
e. g. (独り言)「そうだ、彼は確かに田中さんの弟だよ。」

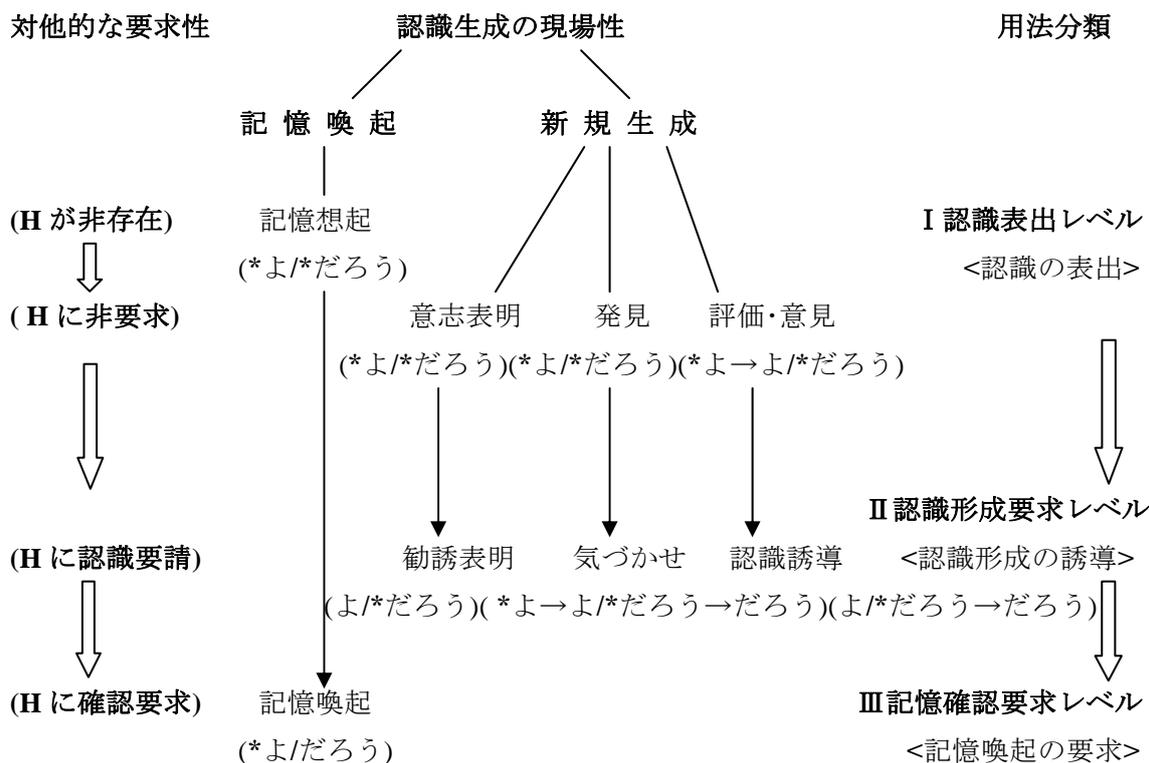


図3 「デハナイカ」の用法間の関連性

以下では、「デハナイカ」の四用法及び各下位用法の間の関連性について説明する。

1) 四つの用法間の関連性について

対他的な要求性の有無という観点から、「デハナイカ」の四用法における聞き手への働きかけの度合いを考察することによって、その用法間の関連性を見いだすことができる。

まず、I 「認識表出」というレベルの用法を見てみよう。<記憶想起の表出>と<認識生成の表出>は、認識生成の現場性の観点から見れば、既有認識の想起を表すか、新規認識の生成を表すかという点で区別されるが、対他的な要求性の観点から見れば、両用法は共に意図的に聞き手に働きかけないという点で共通している。こういった対他的な要求性が薄いという共通点から、<記憶想起の表出>と<認識生成の表出>は単なる「認識表出」レベルの用法で一括することが可能である。「認識表出」レベルの用法は「デハナイカ」の最も基本的な機能を反映していると言える。このことは「デハナイカ」と「よ」「だろう」との互換関係によって検証される。「認識表出」レベルにおける「デハナイカ」は、各下位用法において「\*よ→よ/\*だろう」という結果が示したように、聞き手の存在を必須条件とする確認要求の「だろう」との互換は一貫して観察されなかった。一方、情報伝達機能を持つ「よ」との互換はほとんど不可能であるが、「評価・意見」を表す用法の極一部に限って可能であることが観察された。

次は、II 「認識形成要求」というレベルの用法の特徴を説明する。<認識形成の誘導>がこのレベルの用法に該当するが、その下位用法において「\*よ→よ/\*だろう→だろう」という互換結果が観察された。話し手の認識を一方的に表出する「デハナイカ」の使用は可

能であるが、その認識を聞き手に確認しかねる場合は「だろう」の使用が制限される。一方、話し手は自分の認識を表出すると同時に、聞き手との認識上の何らかのギャップを補うような文脈であれば、「よ」は「デハナイカ」に置き換えやすい。認識の不一致が存在する場合は、話し手の認識表出が聞き手への認識の同一要求につながると考えられる。

最後に、Ⅲ「確認要求」というレベルの用法であるが、<記憶喚起の要求>に該当するものである。対話において、話し手の認識が聞き手と共有されるという前提があれば、話し手は自分の認識を表出すると同時に、聞き手に確認を求めるといったニュアンスが不可避免的に生じてくる。この用法を持つ「デハナイカ」は「\*よ/だろう」という互換結果が示したように、単なる情報伝達機能を持つ「よ」とは互換性を持たないが、確認要求を表す「だろう」には置き換えられることが分かった。

このように、対他的な要求性の有無という観点から、「デハナイカ」の四つの用法における聞き手への働きかけの特徴は、次のように示される。

A 聞き手の存在さえ要求しない → B 意図的に聞き手に認識の形成などを要求しない  
→ C 聞き手に同一の認識形成を要求する → D 聞き手に記憶の喚起を要求する

ここでの「→」は、A から D へという順で、聞き手への働きかけの度合いが高まっていくことを示す。「だろう」に置き換えられない A と B の用法では、聞き手の存在を必須条件としない。C 用法の場合は聞き手の存在が必須で、聞き手にその場での認識形成を要求する。「よ」に置き換えられることが多く観察されるように、この場合は話し手の一方的な情報伝達の意味合いが強いと言える。それに対して、D 用法の場合は話し手と聞き手の間に共通認識の存在を前提としているため、聞き手への働きかけ（記憶の確認要求）が不可避免的に生じてくる。このように、対他的な要求性の度合いによって、「デハナイカ」の用法間には、「認識表出 A B」→「認識形成要求 C」→「記憶確認要求 D」という用法移行の関連性があることが分かる。

## 2) 下位用法間の関連性について

対他的な要求性を持っているかどうか、つまり聞き手に認識の形成や記憶の喚起を要求するかどうかにより、「デハナイカ」の各下位用法の間には、「記憶想起」→「記憶喚起」、「発見」→「気づかせ」、「意志表出」→「勧誘表明」、「評価・意見」→「認識誘導」といった用法の移行が見られた。「→」の左側にある用法は対他的な要求性がほとんど持たないのに対して、「→」の右側にある用法は対他的な要求性を持っている。

一方、認識生成の現場性を持っているかどうか、つまり話し手の認識は発話現場で新しく生成したものか、それとも記憶にあるものを喚起したのかにより、「記憶想起」と「記憶喚起」の間に共通性があり、「発見」「気づかせ」「意志表出」「勧誘表明」「評価・意見」「認識誘導」といった用法の間に共通性があることが分かる。

## 5 終わりに

本稿では、否定疑問形「デハナイカ」を取り上げ、「認識生成の現場性の有無」と「対

他的な要求性の有無」という二つの観点から、「デハナイカ」の用法を「記憶想起の表出」「認識生成の表出」「認識形成の誘導」「記憶喚起の要求」の四つに分類した。対他的な要求性の有無という観点から、「デハナイカ」と「よ」「だろう」との互換性テストを行うことによって、「デハナイカ」の用法間に「認識表出」→「認識形成要求」→「記憶確認要求」といった用法移行の関連性が見られた。また、その下位用法の間にも用法移行の関連性があることを確認できた。

話し手がある事態に対する認識を表出して再認することが、「デハナイカ」の基本的機能であり、各用法の共有する意味基盤でもある。聞き手との関りにおいて、話し手が自分の認識を表出すると同時に、聞き手に認識させたり、確認したりする機能を持つことになる。対他的な要求性の有無や度合いによって、「デハナイカ」の用法間に関連性が見られる。

### 用例出典

シナリオ：『探偵同盟』『おヒマなら来てよネ』『うちの子にかぎって』（うちの子）『ママのベッドへいらっしゃい』（ママ）『寂しい宴』（寂しい）『サイコドクター』『一枚のチョコレート』『五月病の特効薬』『雨に踊れば』『パパはニュースキャスター』（ニュース）『パパは年中苦労する』（パパ） 新聞：読売新聞中部朝刊 (CYM) 1998/01/11

### 参考文献

- 安達太郎 (1999) 『日本語疑問文における判断の諸相』 くろしお出版。
- 井上優 (1993) 「発話における『タイミング考慮』と『矛盾考慮』—命令文、依頼文を例に—」 『研究所報告書』 14: 333-360, 国立国語研究所。
- 神尾昭雄 (1990) 『情報のなわ張り理論 言語の機能的分析』 大修館書店。
- 滝浦真人 (2007) 「終助詞『か/よ/ね』の意味機能とコミュニケーション機能—モダリティとポライトネスの観点から—」 『敬語の語用論研究—理論的枠組の構築と用例調査による検証—』 152-182.
- 田野村忠温 (1988) 「否定疑問文小考」 『国語学』 152: 123-109, 国語学会。
- 張興 (2004) 『「デハナイカ」の用法について』 『世界の日本語教育』 14: 193-205, 国際交流基金。
- 蓮沼昭子 (1993) 「日本語の談話マーカー『だろう』と『じゃないか』の機能—共通認識喚起の用法を中心に—」 『第1回小出記念日本語教育研究会論文集』 39-58.
- 蓮沼昭子 (1995) 「対話における確認行為」 『複文の研究(下)』 389-419, くろしお出版。
- 三宅知宏 (1994) 「否定疑問文による確認要求的表現について」 『現代日本語研究 1』 15-26, 大阪大学現代日本語学講座。
- 宮崎和人 (1993) 「『～ダロウ』の談話機能について」 『国語学』 175: 50-63, 国語学会。
- 宮崎和人 (2005) 『現代日本語の疑問表現 疑いと確認要求』 ひつじ書房。
- 劉雅静 (2008) 「否定疑問文“不是…吗?”と『デハナイカ』の用法・機能について」 『言語記述と言語教育の相互活性化のための日本語・中国語・韓国語対照研究』 139-156. (劉雅静 筑波大学大学院生 liuyj76@yahoo.co.jp)

## The relations between the usages of "DEWANAIKA"

LIU Yajing

Although much has been studied on the general usages of "DEWANAIKA", studies on the relations between the various usages have been few. This paper attempts to classify the usages of "DEWANAIKA" according to the following classification standards: one is whether cognition is formed on the spot, and another is whether there is a demand made on the listener. This paper also examines the features of each usage of "DEWANAIKA" and the relations between the features by comparing their interchangeability with "DAROU" and "YO". Results obtained suggest that the basic function of "DEWANAIKA" is for the speaker to express his cognition about a situation and reaffirm it. In addition, depending on the listener's demand degree, shifts in the relations of usages from "cognition expression" to "demand of cognition formation" to "confirmation demand of recollection" have been observed and the shifts between the subordinate usages of "DEWANAIKA" were clarified.